



優良住宅部品認定基準 及び付加認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

玄関ドア用錠前

Door locks

BLS DL:2019

2019年12月12日公表・施行

一般財団法人 **ニッポーリビング**

目 次

優良住宅部品認定基準及び付加認定基準 玄関ドア用錠前

I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
6. 寸法

II. 要求事項

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - 1.1 機能の確保
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - (1.2.3 健康上の安全性の確保)
 - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
 - 1.3 耐久性の確保
 - 1.4 環境に対する配慮
 - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
 - 1.4.2 玄関ドア用錠前のライフサイクルの各段階における環境配慮
 - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
 - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
 - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
 - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
 - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
 - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - 2.1 適切な品質管理の実施
 - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
 - 2.2.1 適切な品質保証の実施
 - 2.2.2 確実な供給体制の確保
 - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
 - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
 - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
 - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
 - 2.2.4.1 相談窓口の整備
 - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
 - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 適切なインターフェースの設定
 - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
- 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - 3.2 使用に関する情報提供
 - 3.3 維持管理に関する情報提供
 - 3.4 施工に関する情報提供

III. 付加認定基準

IV. 附則

優良住宅部品認定基準

玄関ドア用錠前

I. 総則

1. 適用範囲

住宅の玄関ドアに用いる錠前に適用する。

2. 用語の定義

- a) サムターン付シリンダー錠：キー又はサムターンにより操作するごとに施解錠の状態が切り替わるものをいう。
- b) 面付箱錠：ドアの表面に箱形のケースユニットを面付けするものをいう。
- c) 彫込箱錠：ドアの内部にケースユニットを彫込んで設置するものをいう。
- d) 電気錠：電圧を加えるたびに施解錠の状態が切り替わるもの又は加える電圧の極性により施解錠の状態が切り替わるものをいう。
- e) 主錠：ハンドルの操作でラッチボルトによる仮締りができる機能とキーとサムターンでデッドボルト類により施解錠する本締り機能を備えた箱錠で、ハンドルとシリンダーが別になっているものをいう。
- f) 補助錠：防犯上の補助的な役割を果たすため、主錠と併せて玄関ドアに使用する錠で、デッドボルト類のみを備えた本締錠をキーとサムターンで施解錠するものをいう。
- g) 引戸鎌錠：引戸に使用される鎌のついた錠前で、キーとサムターンで施解錠するもの。
- h) ハンドルの形式：ハンドルの種類に応じ、表－1の形式をいう。

表－1 ハンドルの形式と形状

形式	形状
I	レバーハンドル
II	プッシュプルハンドル (グリップハンドルを含む)

- i) 実用キー違い：理論計算上ではなく実際に生産販売可能なキー違い数をいう。
- j) コンストラクションキー：工事期間中に限り使用するキーをいう。
- k) チェンジキー装置：同一のシリンダーにおいて、シリンダー交換をせずに別形状のキーを差し込むことにより、従前のキーが使用できなくなり、新たに差し込んだキーのみが使用できるようになる装置をいう。
- l) チェンジキー：キー交換に使用するキーで、新たなキーが使用できるよう、従前のキー形式をリセットするためのキーをいい、ニュートラルキー又はリセットキーということもある。

- m) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- n) 消耗品：取替えパーツの内、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持する為に交換することを前提としているもの。
- o) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- p) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

- a) 標準的な構成部品は表－2を対象とする。

表－2 構成部品

区分	種類	構成部品 (注1)	構成の別 (注2)	備考 (機種記号) (注3)	
サムターン錠付 シリンダー錠付	面付箱錠	主錠 (デッドボルト +ラッチボルト)	ケースユニット、シリンダーユニット、ハンドル、サムターン、化粧板、キー（3本）、取付ねじ	●	R-I R-I-C P R-II R-II-C P
		ストライク	○		
	補助錠 (デッドボルト)	ケースユニット、シリンダーユニット、サムターン、キー（3本）、取付ねじ	●	S-R S-R-C P	
		ストライク	○		
	彫込箱錠	主錠 (デッドボルト +ラッチボルト)	ケースユニット、シリンダーユニット、ハンドル、サムターン、化粧板、キー（3本）、取付ねじ	●	M-IM M-IM-C P M-II M M-II M-C P
			ストライク	○	
		主錠 (デッドボルト +ラッチボルト) + 補助錠 (デッドボルト)	ケースユニット、シリンダーユニット、ハンドル、サムターン、化粧板、キー（3本）、取付ねじ	●	M-I M-I-C P M-II M-II-C P
			ストライク	○	
補助錠 (デッドボルト)		ケースユニット、シリンダーユニット、サムターン、キー（3本）、取付ねじ	●	S-M S-M-C P	
		ストライク	○		
引き戸錠 サムターン付 シリンダー錠	彫込箱錠	—	ケースユニット、シリンダーユニット、サムターン、キー（3本）、取付ねじ、ストライク	●	H

(次頁に続く)

(前頁の続き)

シリンダーサムターン付電気錠	面付電気箱錠	主錠 (電気デッドボルト+ラッチボルト又はデッドロックボルト)	ケースユニット、シリンダーユニット、ハンドル、サムターン、化粧板、キー（3本）、取付ねじ、制御部、リーダ、コード	●	ER-I ER-II
			ストライク、通電金具、操作盤、電源盤	○	
	彫込電気箱錠	主錠 (電気デッドボルト+ラッチボルト又はデッドロックボルト)	ケースユニット、シリンダーユニット、ハンドル、サムターン、化粧板、キー（3本）、取付ねじ、制御部、コード	●	EM-IM EM-II M
			ストライク、通電金具、操作盤、電源盤	○	
		主錠 (電気デッドボルト+ラッチボルト) + 補助錠 (デッドボルト)	ケースユニット、シリンダーユニット、ハンドル、サムターン、化粧板、キー（3本）、取付ねじ、制御部、コード	●	EM-I EM-II
			ストライク、通電金具、操作盤、電源盤	○	
(電気錠) 引き戸錠 シリンダーサムターン付	彫込電気箱錠	—	ケースユニット、シリンダーユニット、サムターン、キー（3本）、取付ねじ、ストライク、制御部、コード	●	EH
			ストライク、通電金具、操作盤、電源盤	○	

注1：構成部品

主錠+補助錠を併用する場合、ハンドルは主錠のみ必須構成部品とする。

電気錠に用いるキーは、キーとIDタグが一体となったものとする。

注2：構成の別

●：(必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

○：(セットフリー部品) 必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

注3：機種記号記入例

R-I：防犯建物部品（CP錠）以外

R-I-CP：防犯建物部品（CP錠）

b) 主錠及び補助錠を有する彫込箱錠は、主錠と補助錠が一体となっていないものを対象とする。

c) 主な電気錠の電気的構成は図-1または、図-2による。

(実線内：扉内にコードがある場合)

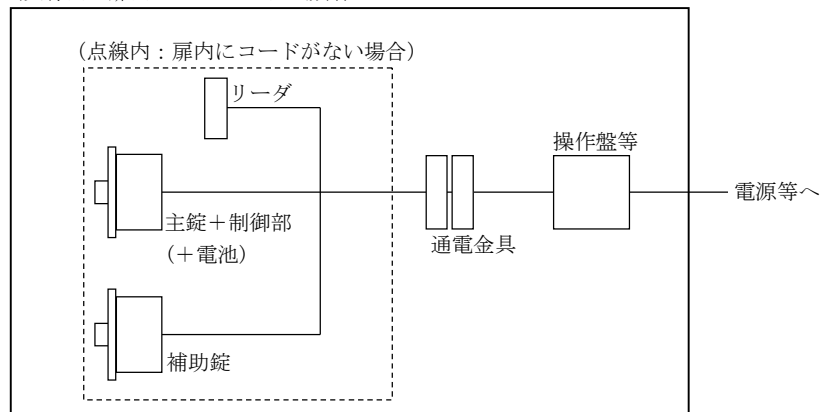
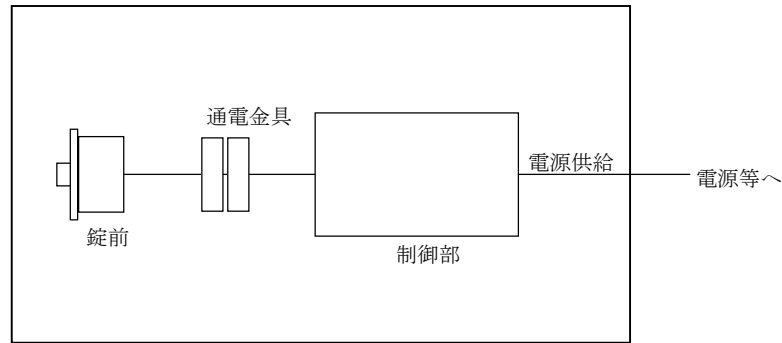


図-1 主な電気錠の電気的構成（開き戸の場合）



図－2 主な電気錠の電氣的構成（引き戸の場合）

4. 材料

必須構成部品及びセットフリー部品に使用する材料の名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化しているもの、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。

5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として次による。

- a) 取付部位の確認
- b) 玄関ドア用錠前の組立て及び取付け

6. 寸法

- a) 錠前の取合い、取付け寸法が明確なものを対象とする。
- b) 標準的な玄関ドアのスペーシング寸法は 80 mm で、扉框の見付寸法は面付箱錠及び彫込箱錠にあっては 95 mm 以内に収まるものを対象とする。
- c) デッドボルトの出寸法
面付箱錠及び彫込箱錠のデッドボルトは、所定の出寸法を有するものを対象とする。（ただし、鎌付きデッドボルトにあってはこの限りでない。）

II. 要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

- a) 確実な扉の開閉及び施解錠
錠前による扉の開閉及び施解錠は、円滑かつ確実に行うことができること。
- b) コンストラクションキー装置
コンストラクションキー装置は次の機能を有すること。
 - 1) シリンダーにコンストラクションキー装置の装着が可能であり、かつ、有効に機能すること。

- 2) コンストラクションキー装置を装着したシリンダーは、15,000 以上の実用鍵違いを有すること。
- c) チェンジキー装置
チェンジキー装置は、チェンジするキーを差し込んだ時に確実に作動すること。
- d) 防犯上の安全
シリンダーは、ピッキングによる侵入を5分間以上防ぐ防犯性能を有すると認められていること。
- e) 電気錠の性能
電気錠は、次の性能を有すること。
 - 1) 電氣的に施解錠を行う場合、室外側からはリーダと対応するキーを用いて操作でき、かつ、手動でも操作できること。
 - 2) 施解錠操作において、リーダで扉が施錠されていることが判別できること。
 - 3) 施解錠は、リーダの近傍にて対応するキーを持っている状態でのみ操作できること。
 - 4) 電源電圧の変化に対し、作動の状態に支障がないこと。
 - 5) 電気錠は、通電状態で環境条件の違いによる作動の状態に支障がないこと。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

- a) 開き戸用錠前の側圧強度
開き戸用錠前のデッドボルト等に所定の側圧荷重を加えた後、施解錠が可能であること。
- b) 引き戸用錠前の引張強度
引き戸用錠前の鎌に引っ張り引張荷重を加えた後、施解錠が可能なこと。また、鎌部が外部から見える引き戸に使用する場合は、施錠状態を保持していること。電気錠にあっては電気作動も可能なこと。
- c) 開き戸用錠前の押込強度
開き戸用錠前のデッドボルト等に所定の押込荷重を加えた後、施解錠が可能であること。また、彫込錠にあっては荷重を加えた後必要なデッドボルト等の突出量が確保されていること。
- d) 引き戸用錠前の垂直荷重強度
引き戸用錠前は、所定の垂直荷重を加えた後、施錠状態を保持していること。
- e) 引き戸用錠前の鎌部の耐衝撃性
引き戸用錠前は、所定の衝撃荷重を加えた後、錠が可能なこと。ただし、開扉状態でキーやサムターンを操作しても鎌部が出ない機構となっているものは除く。
- f) ハンドルの強度
 - 1) ハンドルの曲げ強度
ハンドルに所定の垂直荷重を加えた後、にぎり手の作動が可能であること。また、電気錠にあってはハンドルの作動及び電氣的作動が可能であること。
 - 2) ハンドルの引張強度

ハンドルにあっては、次の性能を有すること。

- ① レバーハンドルにあっては、ハンドルの軸方向に所定の引張荷重を加えた後、ハンドルの作動が可能であること。また、電気錠にあってはハンドルの作動及び電氣的作動が可能であること。
- ② プッシュプルハンドル（グリップハンドルを含む）にあっては、ハンドル中間部に所定の鉛直荷重を加えた後、ハンドルの作動が可能であること。また、電気錠にあっては、ハンドルの作動及び電氣的作動が可能であること。

3) ハンドルのねじり強度

ハンドルにあっては、所定のモーメントを加えた後、作動が可能であること。

g) もぎとり等の防止措置

シリンダーユニット、化粧板等のもぎとり等を防止する措置が講じられていること。

h) 作動異常の防止措置

電気錠にあっては、振動や衝撃により、作動に異常が生じないように措置が講じられていること。

i) 断線、切断の防止措置

通電金具のコードは、引張りや押込みに対して断線や劣化が生じにくく、扉の閉鎖時に外部から切断されない構造であること。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

a) 構成部品の仕上げ

構成部品の仕上げは次による。

- 1) 構成部品の仕上面は、著しい傷、変形、亀裂等がないこと。
- 2) 見えがかり部分の仕上面は、著しく不均一な光沢がないこと。
- 3) 見えがかり部分の接合面は、滑らかであること。
- 4) レバーハンドル又はプッシュプルハンドル（グリップハンドルを含む）の形状は、危険のないこと。

b) 玄関ドア用錠前の操作性

玄関ドア用錠前は、操作性が考慮されたものであること。

(1.2.3 健康上の安全性の確保)

1.2.4 火災に対する安全性の確保

構成部品のうち、ケースユニット、シリンダーユニット及び取付けねじは、不燃材料を使用していること。

1.3 耐久性の確保

a) 可動部分の耐久性

1) ラッチボルトの繰り返し耐久性

通常の開閉作動方法により、ラッチボルトを所定の回数繰り返して作動した後、作動が可能であること。

- 2) デッドボルトの施解錠耐久性
鍵を用いてデッドボルトを所定の回数施解錠した後、施解錠が可能なこと。
 - 3) 電気錠の施解錠耐久性
電気錠を所定の回数施解錠した後、電気錠の施解錠が可能であること。
 - 4) 通電金具及びコードの繰り返し耐久性(通電金具及びコードを有する場合)
通常の開閉方式により、通電金具及びコードを用いた玄関ドアを所定の回数繰り返し作動した後、通電金具及びコードに異常がないこと。
- b) 構成部品の耐食性
構成部品は、十分な耐食性を有すること。
 - c) ケースユニットの防錆処理
ケース裏板及び取付け板は、所定の防錆処理が施されていること。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 玄関ドア用錠前のライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む。）に応じ、それぞれ次に定める年数以上でメーカーの定める年数とする。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

- 1) 電気錠に係る瑕疵 2年
- 2) 電気錠以外の錠に係る瑕疵 5年

<免責事項>

- 1 住宅用途以外で使用した場合の不具合
- 2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- 3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
- 4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
- 5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
- 6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
- 7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
- 8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合
- 9 コピーキーの使用など純正部品以外の部品との組み合わせに起因した不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ（消耗品である場合はその旨）について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等の情報を明示していること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理体制の構築等

維持管理体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

適切な施工方法・納まりが定められているとともに、施工上の注意点、禁止事項が明らかとなっていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

玄関ドア用錠前に関する基本的な事項についての情報のうち、一定の事項が容易に入手できる方法により提供されること。

3.2 使用に関する情報提供

玄関ドア用錠前の使用について、一定の事項を記載した取扱説明書及び保証書が所有者に適切に提供されること。

3.3 維持管理に関する情報提供

玄関ドア用錠前の専門的な維持管理の実施に要する情報のうち一定の事項が、容易に入手できる方法により維持管理者に適切に提供されること。

3.4 施工に関する情報提供

少なくとも次の施工に関する情報がわかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

- a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報。
- b) 品質保証に関する事項。

Ⅲ. 付加認定基準

防犯性の向上に寄与する特長を有する玄関ドア用錠前についての付加認定基準

玄関ドア用錠前で、防犯性の向上に寄与する特長を有するものとして認定するものについては、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」で定めるすべての侵入手口に対し、侵入を5分間以上防ぐ防犯性能を有すると認められていること。

Ⅳ. 附則

1. この認定基準（玄関ドア用錠前 BLS DL：2019）は、2019年12月12日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（玄関ドア用錠前 BLS DL：2018）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に、既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

「優良住宅部品認定基準（玄関ドア用錠前）」の 解 説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（玄関ドア用錠前）」の改正内容等を補足的に説明するものである。

I 今回の改正内容

1. 電気錠の追加

II 基準改正の履歴

【2018年12月7日公表・施行】

1. 引用する JIS 規格年度の更新

【2016年4月15日公表・施行】

1. 引用する JIS 規格年度の更新

【2016年1月15日公表・施行】

1. 引用する JIS 規格年度の更新

【2013年7月5日公表・施行】

1. 認定対象錠前の追加

【2012年7月13日公表・施行】

1. 認定対象錠前の追加
2. 防犯建物部品（CP錠）を付加認定基準に移行

【2008年10月1日公表・施行】

1. 附則の追記

【2008年4月1日公表・施行】

1. 付加評価基準を評価基準に移行
2. 認定基準より電気錠を削除
3. 握り玉及びサムラッチハンドルを削除
4. 性能試験方法の J I S 規格との整合

【2006年7月25日公表・施行】

1. 評価基準の制定
2. 付加認定基準の評価基準の制定